

令和 2 年 6 月 定例会

河合町議会会議録

令和 2 年 6 月 1 9 日 開会

河合町議会

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （6月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○欠席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第32号、議案第34号、請願第1号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第33号、議案第35号、議案第37号、議案第38号の 委員長報告、討論、採決	10
○議案第40号の提案理由の説明	13
○議案第40号の質疑、討論、採決	14
○同意第5号の質疑、採決	15
○同意第6号の質疑、採決	18
○同意第7号の質疑、採決	18
○同意第8号の質疑、採決	18
○同意第9号の質疑、採決	19
○同意第10号の質疑、採決	19
○同意第11号の質疑、採決	20
○同意第12号の質疑、採決	20
○同意第13号の質疑、採決	21
○同意第14号の質疑、採決	21
○同意第15号の質疑、採決	22
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	22

○閉会の宣言	23
○署名議員	23

令和 2 年 6 月 1 9 日（金曜日）

（第 4 号）

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年6月19日（金）午前10時00分開会

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 2 号 | 令和2年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第 3 4 号 | 河合町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 請願第 1 号 | 「まちづくり基本条例」制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 3 号 | 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第 3 5 号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 3 7 号 | 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 3 8 号 | 河合町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 0 号 | 令和2年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 9 | 同意第 5 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 10 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 11 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 12 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 13 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 14 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 15 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 16 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 17 | 同意第 13 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 18 | 同意第 14 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 19 | 同意第 15 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 20 | 議会運営委員会 | の閉会中の継続調査について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 竹 林 信 也	総 務 部 参 事 横 山 泰 典
企 画 部 長 福 井 敏 夫	総 務 部 長 澤 井 昭 仁
福 祉 部 長 浮 島 龍 幸	住 民 生 活 部 長 門 口 光 男
ま ち づ く り 堀 内 伸 浩 推 進 部 長	教 育 部 長 上 村 欣 也
企 画 部 次 長 森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長 上 村 卓 也
福 祉 部 次 長 中 野 雅 史	ま ち づ く り 福 辻 照 弘 推 進 部 次 長
安 心 安 全 吉 川 浩 行 推 進 課 長	総 務 課 長 小 野 雄 一 郎
税 務 課 長 新 井 俊 洋	高 齢 福 祉 課 長 古 谷 真 孝
子 育 て 支 援 小 山 寿 子 課 長	

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 佐 藤 桂 三	局 長 補 佐 高 根 重 紀
-------------	-----------------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） だいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和2年第2回定例会は成立しましたので再開いたします。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（杵本光清） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より報告願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第32号、議案第34号、請願第1号。

厚生常任委員会で審議されました議案第33号、議案第35号、議案第37号、議案第38号。追加議案第40号を上程。同意第5号から同意第15号。また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告どおりと決定します。

◎議案第32号、議案第34号、請願第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第32号、日程第2、議案第34号、日程第3、請願第1号を総務乗員委員会に付託しておりますので、馬場千恵子総務常任委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

6月9日の本会議においまして、当委員会に付託されました議案第32号、第34号、請願第1号について、6月16日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第32号 令和2年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出のうち、各項目の人件費については人事異動などに伴う予算項目の組み替えで人件費総額に変更はないとの説明を受けました。

新年度の職員配置について当初予算に反映出来ないかとの質疑があり、予算編成が12月頃の予算要求に対し確定するのが2月中旬になるため当初予算に反映するのは困難との答弁がありました。

総務費では、自治総合センターコミュニティー助成金事業の内容や活用について質疑があり、各大字自治会で活用して頂く事を想定しており、購入プロジェクター、ワイドスクリーン、レーザーポインター電子黒板各一台を購入、管理場所は役場との答弁がありました。他には、東京圏からの県内移住支度金の東京圏とはどの範囲か、要件・目的、世代制限、補助単価、について質疑があり、東京圏とは、埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都で、補助要件は住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、直前に連続して1年以上、東京23区内に在住・勤務していた者で5年以上継続して居住する意思を有して移住後、3ヶ月以上経過してから給付申請して貰う、目的は国の施策として東京一極集中が問題となっており、併せて地方の人手不足に対応するためであり、就業ということで生産年齢人口が対象となると考えており、世代制限をする事は出来ない。世帯移住が100万円・単身では60万円との答弁がありました。

民生費では、子育て世帯臨時特別給付金事業のシステム改修内容、時間外勤務手当の内訳について質疑があり、公務員を含む対象範囲の拡大対応、通常業務外の時間外勤務手当との答弁がありました。

消防費では、救助用ボートの配備地区、人力で運べるのか、材質、動力源、定員、長楽地区への配備、流れがあるので動力が必要ではとの質疑があり、葉井・大輪田・市場の各屯所もしくは集会所に配備し、二人いれば人力でも運べ、手漕ぎアルミ製。長楽地区には以前購入したゴムボートがありそれにはモーターがついてるとの答弁がありました。

歳入では財政調整基金基金繰入金として241万3,000円を取り崩しているが何か他に策がないのか6月の地点で取り崩さないといけないのかと質疑があり、6月は地方交付税や繰越金が財源として確定しないので財政調整基金を充当する方法しかなく、今後において繰越金が確定するのは9月なので、財政調整基金繰り入れを止めるとかの調整は念頭に入れていますとの答弁がありました。

今回、初めての試みで委員外委員議員からの質疑も受付をいたしました。それに伴い議案第32号では、1名の委員外議員からの質疑があり答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第34号「河合町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について」は、理事者より説明を受け質疑を行いました。

第1条 設置について、具体的な基金の使い道について優先順位はあるのかとの質疑あり、優先順位はその時々で変化するため具体的に定めていないが、基金を使用する場合は予算計上し、議会の判断を仰ぎ進めて行くとの答弁がありました。

第2条 積立については、募る寄附の募集方法、県は準備しているが町の進捗状況はとの質疑があり、ふるさと納税による寄附では、オンラインふるさと納税サイト「さとふる」などによる募集、その他の寄附では町ホームページ掲載の寄附申込書によるFAX・メールでの募集、ふるさと納税サイト「さとふる」では5月中旬日より寄附の用途を新たに新型コロナウイルス対策支援を追加し選択出来るようにしているとの答弁がありました。

第3条 現金及び有価証券の管理については、現在どのような方法で管理し、有利な有価証券は何を想定しているのかとの質疑があり、定期預金で管理しており、国債・市場公募債など元本保証のあるものを想定していると答弁がありました。

第4条 運用益金の処理については、損益はどのように処理するのかとの質疑があり、元本保証があるものに限定しているので損益はないとの答弁がありました。

第5条 繰替運用については、実際の手続きや方法についての質疑があり、一時的な借入れが必要となった場合、金融機関で借り入れた場合、当該利息を支払うことになるので、使用予定のない基金を一時的に一般会計に振替え、利息相当額を加算して年度内に基金に戻すとの答弁がありました。

第6条 処分については、実際の手続きや方法についての質疑があり、事業が確定し基金の取崩額が決定すれば補正予算を提案し、歳入は基金を受け入れるための基金繰入金、歳出はその基金の事業に応じた支出科目にそれぞれ同額を計上し議決を頂いた後に支出すとの答弁がありました。

その他に公布日、広報の方法、町長自らの言葉を動画録画し配信、税金控除は国税・地方税はどうか証明はどうするのかなどの質疑があり、議決後出来るだけ早く、町ホームページやSNS、報道各社へのリリース、「さとふる」の登録などを考えており、町長自らの動画については町ホームページとフェイスブックからの配信を予定している、税金控除関係は今後検討するとの答弁がありました。

また委員外議員からの質疑は3名からあり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

請願第1号「まちづくり基本条例制定について」は、請願者に参考人として出席して頂き、趣旨説明を受け質疑を行いました。

総務常任委員から、どういう形作りを望んでおられるのか、制定のスケジュールについて質疑があり、河合愛構想を具体的にしていくのに基本条例が必要で効果的であり、審議会や専門委員会など色々な方法があると思いますが、先行町の例を見ても相当の時間を要しているので準備期間は1年位必要と思いますので来年度6月議会までに制定して頂き来年度中に施行して頂ければありがたいとの答弁をいただきました。

審議の結果、全員賛成で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第32号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。討論でしょうか。

○5番（中山義英） 賛成の討論です。

○議長（杵本光清） 中山議員、どうぞ。

○5番（中山義英） そうしましたら、賛成の立場なんですけども、ひとつ要望とういかお願いしたいことがあります。1点だけなんですけど、第32号の35ページ、款8消防費、項1消防費、目、災害対策費この備品購入費で救助用ボート190万円で町の持ち出しは無いという事で3隻買われる。1台あたり60万円。確認しましたら、乗れるのが3人だけ、こぎ手が。これはいざという時に、ちょっと少くないかなと。もう少し人数が増える物を考えていただく方がいいのではないかとこの事で、そこだけ要望します。

○議長（杵本光清） 賛成の立場での討論という事でよろしいですね。

他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。私は本予算そのものは反対させていただきました。しかし、今回の補正予算につきましては、人事異動及び国、県の制度に関わること、またコロナ対策の危機に関わる等で、実務的な補正という事もあります。そういう点では賛成をしたいと思います。しかし、国、県の制度に関わる問題とはいえ結局、負担割合等で町の一般財源からの繰り入れも必要なものも出てきており、結果的には財政調整基金から241万円の繰り入れが必要な予算ともなっております。そういう点では全体の財政が厳しい中でもあるために、今後の予算執行についてはより一層節約を含めて慎重に取り組む事を申し述べて賛成したいと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私も先ほどの35ページの救助ボートの説明の件で意見を述べたいと思うんですけども、基本的に賛成です。ただ、救助ボートは必要と思うので賛成なんですけども、購入して来るまでにまだ時間はあると思いますので、お願いを1つ。まず始めに委員会等で発言しなかった事をお許し願いたいと思います。私が思うのは、この救命ボートが救助の為の物なのか、それとも残されてる方にハンドマイク等でおられないかという確認の為の物なのか、先ほど中山議員の方からもありました3人という人数を考えた場合に同じ規模で折りたたみでなければ5人乗れるボート同じような金額であります。その辺のことをできればもう一度検討していただきたいなど。それと、誰が乗るのか、自主防災の方が乗るのであれば免許を取る補助とか、2級の河川湖沼の免許ぐらいは将来的に船外機が必要と判断される時もあると思うんです。そういう事も考えてもう一度、検討の余地があるのかと。賛成は賛成

ですが、時間がありますのでその辺を意見を交わしていただきたいなと思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

それではこれより、議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第32号 令和2年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第34号 河合町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。討論でしょうか。

○9番（大西孝幸） 賛成の討論です。

○議長（杵本光清） どうぞ。

○9番（大西孝幸） まちづくり基本条例の制定という事で、この実際制定となりますと、それぞれ個々の、例えば議会の責任、行政の責任、住民の責任、それぞれの責任が条例化する

ことによって重くなります。奈良県でもある市におかれましては、条例制定するにあたって、自治会長会なりの組織を通じて各地区にこういう「まちづくり条例」というものの認識を深めていただいて協議会なりを立ち上げて深めていただき、条例の制定にいたったと聞いております。何を言いたいかといいますと、非常にこの条例はまちの抑制を左右するという事で非常に大事な条例だと認識してます。条例制定にあたってはより慎重に審議していただきたいという事で、私は賛成という立場でさせていただきました。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も「まちづくり条例」は賛成なんですけども、実際名称的にも、まちづくり以外に本来、住民自治条例という事で奈良県でも生駒市、大和郡山市、上牧町の3つの自治体ぐらいだと思うんです。実際、請願者の方の要望は1年ぐらいでできたらいいかなという話なんですけども、現実、私は生駒市にいてたんで分かってるんですが、3年か4年ぐらいはかかってます。それぐらい、大西議員も言われたように、ものすごく重要なもんなんで、かなり時間もいりますし、専門家も入ってもらわないとできないと思いますので、その辺り理事者側におかれましてそういった方、学識経験者なりを置いて慎重に作成に協力していただける事を望みます。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） これより、請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、請願第1号 まちづくり基本条例制定については委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第33号、議案第35号、議案第37号、議案第38号の委員長

報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第33号、日程第5、議案第35号、日程第6、議案第37号、日程第7号、議案第38号を厚生常任委員会に付託しておりますので、梅野美智代厚生常任委員長より報告を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月9日の本会議において当委員会に付託されました議案第33号、第35号、第37号、第38号について6月16日に委員会を開会いたしましたのでその結果を報告いたします。

議案第33号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

システム改修について、内容、広域での契約方法・負担割合基準、国庫補助率、高額医療合算介護サービス費対象者数などについて質疑があり、高額医療合算介護サービス費に係る改修で、7町で契約し人口を負担割合基準として委託料を割った金額、国庫補助率は2/3に87.5%をかけて算出、令和元年度対象数実績150人との答弁がありました。

また、低所得者対策の保険料軽減について当初予算で計上しなかった理由、対象人数、保険料第一段階から第三段階までの区分基準、コロナ対象者に対する軽減、歳入減少が特別徴収保険料のみ予算されているが普通徴収対象者の有無、最終の軽減率などについて質疑があり、当初予算計上しなかった理由は条例改正と時期を合わせる為です。対象人数は第一段階1,074人・第二段階314人、第三段階276人合計1,664人保険料の区分基準は、第一段階が生活保護受給者から第三段階は世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額がプラス課税年金額120万円を超える方、今回の軽減は消費税を財源とした省令に基づく低所得者を対象とした軽減、保険料は1つの歳入なので便宜上一本化で計上しているが普通徴収の軽減対象者もおられると認識しており、軽減率は第一段階20%・第二段階25%・第三段階5%になるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第35号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

条例の一文に、町長が必要と認める時に新型コロナウイルス感染症による場合、や町オリジナルを入れてはという質疑があり、今回の減免措置は国の財政支援に基づきその範囲で行い財政支援について国から示されており、それに応じた内容により要綱を定め取り扱うとの答弁がありました。

また、還付加算金の有無、減免判断基準の収入は全ての収入となるのか、分離課税所得のマイナスがある場合損益通算するのか、納税窓口となる金融機関の減免周知活用などについて質疑がされ、加算金を含めて還付し、収入が30%減額で対象となる収入は不動産収入・給与収入・山林収入・事業収入であり、減免は所得状況による割合で、新型コロナウイルス感染症により、重篤な症状の場合や死亡となった場合は全額免除、分離課税所得は該当しない、周知方法は検討させていただきますとの答弁がありました。

また、委員外議員からの質疑は1名からあり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第37号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

町内に該当する施設はあるのか、0歳から2歳児の保育状況の把握、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合の対応などについて質疑がされ、町内に該当施設はなく、0歳から5歳までについては幼保無償化の手続きをしており全数及び何処に行かれているかは把握しており、今のところ家庭的保育事業者利用者はおられず、制度利用は申請に基づくものです。また、0歳から2歳までは保健センターでも気になる家庭は把握しており臨機応変に対応しますとの答弁がありました。

また、委員外議員からの質疑は1名からあり、答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第38号 河合町介護保険条例に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

8条及び9条の減免について、町長が必要と認める時とはどんな時か、減免の割合、令和3年3月31日迄に申請が出来なかった場合の措置、徹底した周知方法について質疑がされ、8条の納税猶予について地方税法は改正があったが、介護保険法の改正が無かったため、公益性を考え、地方税法の納税猶予規定を準用、9条については介護保険制度利用が出来ない妥当な条件の者及びコロナ対策や災害等遡及し国庫補助の対象となる者を要綱で明確にした上で町長が必要と認める事由として取り扱う、死亡などは100%、その他の場合は概ね40%

で試算、申請期限を超えた事例があった場合、国庫補助の対象となるか判断材料とします。

国民健康保険税と併せて周知しますとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第33号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第33号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第35号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第37号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第38号 河合町介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第40号の提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは、理事者の方より追加議案、議案第40号の1案件について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(田中敏彦) はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） それでは、今定例会に追加提出いたしました1案件につきましてご説明申し上げます。

議案第40号 令和2年度一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、予算総額に変更はございません。歳出予算の補正のみでございます。5ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費では、先般議決されました「河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」による議員報酬の9ヶ月間10%の削減として350万1,000円の減額となっております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目30 新型コロナウイルス感染症対策基金費で、350万1,000円の増額となっております。これは「河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の趣旨に鑑み、感染症対策の推進に資するため、議員報酬減額相当分を同基金に積立て、事業実施の際の財源とするものでございます。

以上、よろしくご審議ご決定賜りますよう、お願い致します。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第8、議案第40号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、案第40号 令和2年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎同意第5号の質疑、裁決

○議長(杵本光清) 日程第9、同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第5号の裁決を行います。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 馬場議員。どういったことでしょうか。

○10番(馬場千恵子) 質問をお願いします。

○議長(杵本光清) 結構です。質疑に移らせていただきます。それでは、馬場議員質疑を。

○10番(馬場千恵子) 第5号とおっしゃってましたけども、その前に農業委員会全体についてお聞きしたいことがありますのでお願いします。

今回、新たに3名の方が農業委員として選出されてるわけですけども、この選出されるのはどのような基準で選ばれているのか、農業委員会のそのものの在り方とか、仕事内容も含めましてお願いしたいと思います。

○まちづくり推進部次長(福辻照弘) はい、議長。

○議長(杵本光清) 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長(福辻照弘) 今のご質問に足しまして、その前に農業委員会の選出方法等について先に説明させていただきます。農業委員会の選出については、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され公職選挙による選出制度が廃止されました。前回3年前の平成29年度から同法第8条第1項の規定により市町村が議会の同意を得て任命することとなりました。理由としましては、農地等の利用の最適化の推進を積極的に進めて行くため農業委員会の意思決定を地域において中心となっている担い手、認定農業者等の意見が十分に反映されるように改正されました。このため、農地等の利用の最適化の推進を積極的に

進めていくことができる者が選ばれるように改正されました。このことにより同法第8条第5項の規定により委員の任命にあたっては認定農業者が過半数、本町の場合は6名以上を占めるようにしなければなりません。認定農業者とはまちの農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示した、農業経営の目標、規模拡大、生産方式の合理化、経理管理の合理化、農業就業者の就業実態の改善に向けて自ら創意工夫に基づき経営の為の改善を進めようとする農業経営改善計画書を町に提出し、認定を受けた農業を専業とされてる方を言います。併せて同法第8条第6項の規定により農業委員会の所掌に属することに関し利害関係を有しない者、中立委員というものが1名以上含まれるようにしなければならぬとされています。この中立委員とは農業委員会は農地などの権利移動の許可や農地転用許可に関する意見申請等を行っており。その公平公正な判断が強く求められる組織であることから農業分野以外、野地を所有していない耕作していない者、農業に関わりを持たない者を含めなければならないと定められております。任命にあたり、市町村長は同法第9条により、あらかじめ農業者、農業者が組織をする団体、その他の関係者に対して候補者の推薦を求めると共に委員になろうとする者を募集をしなければなりません。また、政府が定めた第4次男女共同参画基本計画において農業委員会の委員における女性の投与0からの脱却が努力義務として示されておりますので性別構成を踏まえた上で候補者の推薦を求めると共に委員になろうとする者の募集を河合町の場合は平成2年2月25日から3月23日まで広報誌、HPで行いました。また、募集結果の講評については3月9日に中間報告、3月24日に最終報告をHPで行いました。募集結果として推薦が7名、応募が4名の11名で募集定数と同数となりました。内訳としまして認定農業者7名うち推薦3名、応募4名でその内1名が新規の方です。利害関係を有しない中立委員1名は女性の方で推薦で新規の方でございます。残り農業従事者3名は全て推薦で1名の方が新規となっております。募集結果に基づき3月27日、河合町農業委員候補者評価委員会を開催していただき、推薦応募内容の確認をしていただき、評価表に基づき評価をしていただいた結果、農業委員に相当であると町長に全員一致で報告がありましたので、今定例会に上程させていただきご同意をお願いするものでございます。以上です。

○議長（杵本光清） 他に質疑はございませんか。。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ただいま、ご答弁いただいた内容で中立委員さんのお話を承りました。一応確認をとりたいのですが、同意5号から15号の中で中立委員の立場であられる方はどの

同意案件になりますでしょうか。お名前は結構です。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 同意第12号でございます。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。。

○12番（西村潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村潔） 色々農業委員会の変革があると思うんですけども、この中にですね農地利用の最適化推進委員というのができてらっしゃるわけですね、この方も当然、農業委員会、過去は農業委員会とは別にそういう推進の方がいらっしゃって農業委員会に色々具申したりとかされてると思うんですけども、そうすると2名か3名、1名かないらっしゃるんですけども、この方の推進の例えば委員というのは別途枠を作って、推進を検討されるという事でよろしんでしょうか。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 推進委員さんにおかれましては、農業委員さんと同時期に募集を3名の方でさせていただきます。3名に関しましては推進委員におきましては地区を指定して推薦となっておりますので3地区で指定をさせていただいております。推進委員さんの任命につきましては今回ご同意をいただきまして新しく農業委員会が発足します。発足した農業委員会が任命という事になりますのでご理解よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） 他に質疑はございませんか。。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、これより、同意第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第5号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第6号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第10、同意第6号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第6号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第6号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第7号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第11、同意第7号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第7号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第7号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第8号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第12、同意第8号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第8号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第8号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第9号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第13、同意第9号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第9号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第9号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第10号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第14、同意第10号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第10号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第10号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第11号の裁決

○議長(杵本光清) 日程第15、同意第11号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第11号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第11号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎同意第12号の裁決

○議長(杵本光清) 日程第16、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第12号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、同意第12号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決

定いたします。

◎同意第13号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第17、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第13号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第13号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決
定いたします。

◎同意第14号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第18、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代
いたします。

（議長 杵本光清 退室）

（副議長 長谷川伸一 議長席へ）

○副議長（長谷川伸一） これより同意第14号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（長谷川伸一） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第14号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決

定いたします。

杵本光清議員の入場を許可し、議長を交代致します。

(議長 杵本光清 入場)

(副議長 長谷川伸一 議員席へ)

◎同意第15号の裁決

○議長（杵本光清） 日程第19、同意第15号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第15号の裁決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第15号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意とすることに決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題としたいと思います。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。
よって、令和2年第2回定例会はただ今をもちまして閉会します。

閉会 午後10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘